

【記載例3】

《繰越控除1年目》

前年から繰り越された損失額を、平成28年分の所得の黒字から控除しきれる場合（平成28年分に分離課税の土地建物等の譲渡所得がない場合）

- 1 「不動産所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 24,000,000円
 - ・ 「所得金額」 16,265,000円
- 2 「給与所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 8,000,000円
 - ・ 「所得金額」 6,000,000円
- 3 「繰越損失額」
 - ・ 「所得金額」 $\Delta 15,450,000$ 円

《第一表》

収入金額等		所得金額		所得から差し引かれる金額		その他		延滞納の出		選符不要	
種別	青色申告	青色申告	青色申告	青色申告	青色申告	青色申告	青色申告	青色申告	青色申告	青色申告	青色申告
事業等	ア										
業	イ										
不動産	ウ	24000000		16265000							
利子	エ										
配当	オ										
給与	カ	8000000		6000000							
雑	キ										
公的年金等	ク										
その他	ケ										
総合譲渡	コ										
短期	カ										
長期	ク										
一時	カ										
事業等	イ										
業	ロ										
不動産	ハ										
利子	ニ										
配当	ヒ										
給与	ヘ										
雑	ヘ										
総合譲渡	ヘ										
一時	ヘ										
合計	ヘ			6815000							
雑損控除	イ										
医療費控除	ロ										
社会保険料控除	ハ			700000							
小規模企業共済等掛金控除	ニ										
生命保険料控除	ヒ			100000							
地震保険料控除	ヘ			50000							
寄附金控除	コ										
寡婦、寡夫控除	セ			0000							
勤労学生、障害者控除	ソ			0000							
配偶者(特別)控除	タ			380000							
扶養控除	チ			1260000							
基礎控除	リ			380000							
合計	リ			2870000							
課税される所得金額	26			3945000							
上の②に対する税額又は第三表の②	27			361500							
配当控除	28										
区分	29										
(特定増改築等)区分	30			200000							
住宅借入金等特別控除	31										
政党等寄附金等特別控除	32										
住宅耐震改修特別控除	33										
住宅特定改修・認定住宅新築等特別控除	34										
差引所得税額	38			161500							
災害減免額	39										
再差引所得税額(基準所得税額)	40			161500							
復興特別所得税額	41			3391							
所得税及び復興特別所得税の額	42			164891							
外国税額控除	43										
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	44			220000							
所得税及び復興特別所得税の申告納税額	45			$\Delta 55109$							
所得税及び復興特別所得税の予定納税額(第1期分・第2期分)	46										
所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額	47			00							
納める税金	48			55109							
還付される税金	49										
配偶者の合計所得金額	50										
専従者給与(控除)額の合計額	51										
青色申告特別控除額	52										
前所得・前所得等の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	53										
未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	54			15450000							
本年分で差し引く繰越損失額	55										
平均課税対象金額	56										
変動・臨時所得金額	57										
申告期限までに納付する金額	58			00							
延納届出額	59			000							
選付される税場の所											
郵便局名等											
預金種類											
口座番号											
記号番号											
区分											

T八年分以降用) 復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「平成28年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」をご覧ください。

(記載に当たっての留意事項)

申告書第一表の「所得金額・合計」⑨欄は、①欄から⑧欄の合計額(22,265,000円)から「措法41の5による繰越損失額」($\Delta 15,450,000$ 円)を差し引いた残額(6,815,000円)を記載する。